

医療的ケア児が保育所・学校へ通うための支援

「医療的ケア児保育支援モデル事業」「切れ目ない支援体制整備充実事業」によって、保育所や学校に配置する看護師について、訪問看護ステーションの看護師を活用することが可能。



二



重点番号10：医療的ケア児に対する訪問看護の適用範囲の拡大(厚生労働省)

医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度要求：477億円の内数)

事業内容

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、モデル事業を実施してノウハウを蓄積した施設等を市区町村内の基幹施設として、医療的要因や障害の程度が高い子どもの対応を行うとともに、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

令和2年度要求における対応《拡充》

【課題】

- 保育所における医療的ケア児の受入れに当たっては、保育所において受入れが可能かどうか、関係者間で検討する必要がある。

【対応】

- 都道府県等における受入れの判断をするための検討会の設置など、環境整備を図るための事業費補助(旅費、謝金、会議費等)を創設する。

検討会の設置



＜主な役割＞

- 医療的ケア児の受入れについて検討。
- 関係機関との連絡体制の構築
- 施設や保護者との調整
- 支援計画の策定

【実施主体】

- 都道府県、市区町村

【補助基準額（案）】

- 基本分単価 **【1市区町村当たり年額 7,915千円】**

- ① 看護師等の配置 (5,100千円)
- ② 補助者の配置 (2,100千円)
- ③ 研修の受講支援(300千円)
- ④ **事業費 (415千円)**

- 加算分単価 **【1市区町村当たり年額 2,650千円】**

- ⑤ 支援者の配置(2,100千円)
- ⑥ ガイドラインの策定(550千円)

【補助割合】

- 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

平成30年度（実績ベース）：37か所

(埼玉県)坂戸市、(千葉県)松戸市、習志野市、浦安市、山武市、(東京都)八王子市、福生市、(神奈川県)川崎市、茅ヶ崎市、(新潟県)南魚沼市、(福井県)小浜市、鯖江市、永平寺町、(長野県)松本市、(三重県)伊勢市、名張市、(滋賀県)近江八幡市、草津市、甲賀市、東近江市、(京都府)京都市、長岡京市、亀岡市、(大阪府)大阪市、堺市、交野市、茨木市、箕面市、岬町、(兵庫県)神戸市、(奈良県)橿原市、(岡山県)津山市、(広島県)東広島市、府中市、(福岡県)北九州市、福岡市、久留米市

令和元年度（申請ベース）：72か所

(北海道)札幌市、上富良野町、音更町、蘭越町、(青森県)五所川原市、(宮城県)仙台市、(福島県)南相馬市、(栃木県)鹿沼市、(埼玉県)上尾市、鶴ヶ島市、(千葉県)千葉市、松戸市、佐倉市、習志野市、浦安市、山武市、匝瑳市、(東京都)八王子市、国立市、東大和市、(神奈川県)川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、厚木市、(新潟県)上越市、長岡市、(福井県)福井市、小浜市、勝山市、鯖江市、永平寺町、南越前町、(長野県)松本市、伊那市、朝日村、南箕輪村、木曾町、(愛知県)名古屋市、豊橋市、豊田市、長久手市、(三重県)伊勢市、(滋賀県)近江八幡市、草津市、甲賀市、湖南市、東近江市、(京都府)京都市、宮津市、長岡京市、亀岡市、城陽市、(大阪府)堺市、茨木市、箕面市、岬町、(鳥取県)米子市、(岡山県)岡山市、津山市、(広島県)東広島市、世羅町、(高知県)高知市、(福岡県)福岡市、北九州市、久留米市、小竹町、筑前町、(長崎県)松浦市、佐々町、(熊本県)菊池市、(鹿児島県)霧島市、(沖縄県)宜野湾市

学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒等が増加



【学校に配置された看護師が主に行う業務】

- 医療的ケアの実施
- 主治医等との連絡・調整
- ヒヤリ・ハット事例の蓄積と予防
- 教職員への理解啓発 など



特別支援学校、幼稚園、小・中・高等学校

→

自治体等が、医療的ケアを行う看護師等を学校に配置等するために要する経費の一部を補助

◇補助事業名：教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）

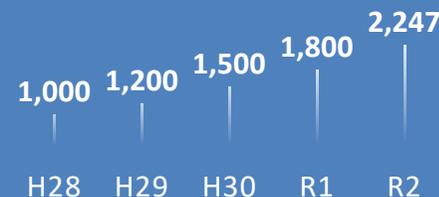
◇補助対象先：都道府県、市町村、学校法人

◇補助率：1 / 3

◇補助対象経費：

- ① 特別支援学校、幼稚園、小・中・高等学校等への看護師の配置【拡充】
- ② 校外学習や登下校時における送迎車両への看護師の同乗【拡充】
- ③ 指導的な立場となる看護師の配置（都道府県のみ）【新規】

予算積算上の看護師の数



※地域の病院や訪問看護ステーションへ看護師の配置等を委託することも可能